

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地														
四国医療福祉専門学校		平成10年12月17日		内田 信式		〒 761-8064 (住所) 香川県高松市上之町2丁目12番30号 (電話) 087-867-7676														
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地														
学校法人すみれ学園		昭和41年8月22日		内田 信式		〒 780-0823 (住所) 高知県高知市菜園場町7番13号 (電話) 088-884-8501														
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度															
教育・社会福祉	福祉専門課程	介護福祉学科	平成22(2010)年度	-	令和 5(2023)年度															
学科の目的 <ディプロマポリシー> 本学科では、福祉分野の専門職として必要な倫理観・知識・技術と社会・地域に貢献できる能力を身につけることを目的とする。 1.人権を尊重した職業倫理を理解し、ケアのできる能力。 2.専門的知識を修得し、介護予防から看取りまで利用者に合わせて対応できる能力。 3.専門的技術を修得し、施設・地域(在宅)など環境に応じた支援のできる能力。 4.施設・地域において、チームケアを実践する際に必要とされるコミュニケーション能力。																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等) 取得可能な資格:介護福祉士国家資格、レクリエーションインストラクター 中退率:0%(令和7年度)																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技													
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 91 単位	50 単位	31 単位	10 単位	0 単位	0 単位													
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																	
80 人	42 人	7 人	17 %																	
就職等の状況	■卒業者数(C) : 22 人 ■就職希望者数(D) : 22 人 ■就職者数(E) : 22 人 ■地元就職者数(F) : 21 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 95 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 :																			
	(令和 7 年度卒業者にに関する令和8年5月1日時点の情報)																			
	■主な就職先、業界等 (令和7年度卒業生) 社会福祉施設、(居宅サービス事業所等、介護保険施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設)、医療機関																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																			
当該学科のホームページURL	https://sumiregaku.jp/shikoku-if/department/nursing_welfare.html																			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)																			
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>- 単位時間</td> </tr> </table>						総授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	- 単位時間	うち必修授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	- 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	- 単位時間
総授業時数	- 単位時間																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	- 単位時間																			
うち必修授業時数	- 単位時間																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	- 単位時間																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	- 単位時間																			
	(B: 単位数による算定)																			
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>91 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>10 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>86 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>10 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>0 単位</td> </tr> </table>						総授業時数	91 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	10 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位	うち必修授業時数	86 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	10 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位
総授業時数	91 単位																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	10 単位																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位																			
うち必修授業時数	86 単位																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	10 単位																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位																			
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)						1 人													
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)						0 人													
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)						0 人													
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)						1 人													
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)						3 人													
	計						5 人													
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数						4 人														

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 社会福祉施設、福祉関連企業において介護福祉士として働く際に求められる知識・技術について、業界の最新状況、ニーズを企業等との連携によって取り入れる。そして、提携施設、業界団体の意見を踏まえて、授業科目の変更や追加を行う。また、実習科目においては、実習先の選定、実習内容などについて業界の状況を踏まえて改変を行う。また変更した点については、フィードバックを行っていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
 ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
 教育課程編成委員会は理事会の下に置く。委員会で出た意見はカリキュラム検討会議で審議されたのち、校長の許可を経て理事会で決定する。医療福祉分野における人材育成の為に、福祉施設・病院関係者および四国医療福祉専門学校関係者で構成された「教育課程編成委員会」を四国医療福祉専門学校内に設置する。年2回以上開催の委員会にて、教育課程の編成に向けた意見や助言などを受け、カリキュラムの改善・工夫を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
石橋 真二	香川県介護福祉士会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
株田 森史	社会福祉法人はつき会 特別養護老人ホームすみれ荘 主幹	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
内田 信式	四国医療福祉専門学校 校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
鎌田 綱	四国医療福祉専門学校 教務主任	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
中岡 勉	四国医療福祉専門学校 介護福祉学科 学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)
 ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
 ②学会や学術機関等の有識者
 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
 (年間の開催数及び開催時期)
 年2回(9月、3月)
 (開催日時(実績))
 第1回 令和7年12月6日 13:30～14:30
 第2回 令和8年3月28日 13:30～14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
 ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
 12月実施内容:昨年度の議題であったカリキュラムの変更について理事会で承認された。今年度より日本語の学習機会を増やし日本語レベル及び国家試験合格に向けたカリキュラム内容で取り組んでいく。教育内容の実績報告で、地域資源を活用した教育内容を今後も継続していく等の意見交換がなされた。3月実施内容:介護実習Ⅱのあり方、介護テクノロジー授業を検討。介護実習Ⅱについて、留学生の受け入れが難しい訪問介護事業所や指導者不在のため受け入れ困難な事業所が増えてきていることから、障害者施設(授産施設等)への選択肢を設けること、また、通所系実習を介護実習Ⅰで行えないかの検討。介護テクノロジーについて、現場に即した経験を在学中に学ぶ機会を現状より増やすなどの意見交換がなされた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係		
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 学内で修得した知識・技術について、介護福祉の現場でどのように活用されているか、実習を通して学ぶ。そのため、実習にあたっては施設と連携を図り、実習内容の説明、実習中の訪問指導及び教員との情報交換、実習終了時の反省会の出席など、情報交換を密にしている。 (2)実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 実習開始前には実習先施設へ受入可否について確認する。学生の住所や希望など考慮しながら実習先を検討し、受入を文書にて依頼する。その後、教員が施設の実習担当者に実習内容を説明し、学生は施設に事前訪問に伺い、実習の打ち合わせをする。実習開始後は教員が定期的に実習先を訪問する。施設指導者は学生への指導のほか、実習日誌ほか提出物を確認する。実習最終週には指導者・教員・学生の3者で反省会を行う。実習終了後には本校所定様式の評価票を施設指導者に記入いただく。このほか学生の体調不良や警報発令など緊急時には本学の実習担当教員と施設側と連絡が取れるような体制をとっている。		
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
介護実習	実習施設・事業等の実際を体験し、施設等の機能や基本的なケアを学ぶ。	社会福祉法人永世会特別養護老人ホーム愛生苑、社会福祉法人はつき会特別養護老人ホームおりがむ、社会福祉法人はつき会グループホーム花もめん、株式会社シニアライフアシスト介護付有料老人ホームロイヤルケア高松、株式会社シニアライフアシストロイヤルケア高松デザイナーズセンターデルメ、総数166
3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 四国医療福祉専門学校教員研修規程に基づき、教員の資質の向上や専攻分野の知識・技術等の向上を目的とし、研修計画を策定し、教員が受講する。研修受講後は、研修報告書の作成し、研修成果を活用するように努める。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	日本介護福祉士養成施設協会全国教職員研修会	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和7年10月31日、11月1日	対象: 介護福祉学科専任教員
内容:	教育力向上のための教授方法について、介護福祉士養成校の在り方検討	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容:		
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	学生主体性創造ワークショップ	連携企業等: 香川県専修学校各種学校連合会
期間:	令和8年2月18日	対象: 介護福祉学科専任教員
内容:	組織開発の現場で活用しているワークショップを体験。学生の主体性を創造する	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容:		

(3)研修等の計画	
①専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: 日本介護福祉士養成施設協会全国教職員研修会	連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会
期間: 令和8年10月29日、10月30日	対象: 介護福祉学科専任教員
内容 未来を見据えた介護福祉の魅力～原点からの問い～	
②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 令和8年度教員研修会	連携企業等: 香川県専修学校各種学校連合会
期間: 令和9年2月20	対象: 介護福祉学科専任教員
内容 専門学校の未来と教育	
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1)学校関係者評価の基本方針	
①学校として組織的・継続的な改善を図る	
②業務内容の点検評価をし、それをもとに改善・向上を図る	
③本校の教育理念を全職員が理解し、全職員が進むべき方向を明確にする	
④関係企業団体との信頼関係を深め、地域に根ざした人材養成教育の推進を図る	
⑤学校評価の公表により関係者及び地域住民の学校に対する理解を深め社会的評価を得る	
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材像(教育理念・目的・育成人材像は定められていますか)(社会や関連業界のニーズを踏まえた将来構想を描いていますか)
(2)学校運営	学校運営(運営方針は教育理念等に沿ったものになっていますか)(事業計画を作成し、執行していますか)(組織運営は適切に行われていますか)(人事・給与に関する制度を確立していますか)(業務の効率化を図っていますか)
(3)教育活動	教育活動(教育理念、育成人材像に沿った教育課程の編成・実施方針が策定されていますか)(教育課程(カリキュラム)は、明文化されていますか)(キャリア教育・職業教育を実施していますか)(授業改善のための取り組みが行われていますか)(成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっていますか)(成績評価等を適正に行っていますか)(資格・免許取得のためのカリキュラムを組んでいますか)(資格・免許取得のための指導体制がありますか)(資格・要件を備えた教員を確保していますか)(教員の能力向上に向けた取り組みを行っていますか)(地域と協力、連携した教育を行っていますか)(地域の特性を活かした教育を行っていますか)
(4)学修成果	学修成果(資格・免許取得率の向上が図られていますか)(就職率の向上が図られていますか)(香川県内、関連業界への就職が図られていますか)
(5)学生支援	学習支援(退学率の低減が図られていますか)(就職等進路に対する支援体制は整備されていますか)(就職等進路に対する教育・指導を行っていますか)(学生相談に関する体制は整備されていますか)(いじめ等の防止・対応のための体制は整備されていますか)(学生に対する経済的な支援体制は整備されていますか)(学生の健康を担う組織体制はありますか)(生活環境支援体制を整備していますか)(保護者・保証人との連携を図っていますか)(卒業生の動向を把握していますか)(卒業生への支援体制を整備していますか)(社会のニーズを踏まえた教育環境を整備していますか)

(6)教育環境	教育環境(教育上、必要、かつ、十分な種類・数の施設・整備がされていますか)(校外の実習、インターンシップ、海外研修等について、十分な教育体制を整備していますか)(防災・安全管理に関する体制を整備していますか)(防災訓練等を実施していますか)
(7)学生の受入れ募集	学生募集と受入れ(学生募集活動を積極的、かつ、効果的に行っていますか)(授業料等納付金の取扱いが適切に行われていますか)(社会人入学生の獲得に向け、対策を講じていますか)
(8)財務	財務(学校及び設置者の収支、財政基盤は安定していますか)(予算は計画に従って適切に執行されていますか、またそれを確認していますか)(会計監査、財務情報公開が行われていますか)
(9)法令等の遵守	法令等の遵守(専修学校設置基準・各種学校規程及び関係法令の遵守と、適正な運営がなされていますか)(個人情報に関する規程を整備し、個人情報に対する対応を取っていますか)(自己評価を実施し、その結果を公表していますか)(学校の情報について、積極的に公開していますか)
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献(学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っていますか)(学生のボランティア活動を奨励・支援していますか)(学生の地域との交流を奨励・支援していますか)(高校生等の職業意識涵養に努めていますか)
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況
 目標としていた介護福祉士国家試験の全員合格を達成することができた。また、コロナ禍による現場での実習機会の減少という課題が前年度発生し、委員からできるだけ実習先の確保に取り組んで欲しいという意見があった。そのため、今年度においてはコロナによる実習中断が発生した場合に向けて実習依頼施設を増加した結果、すべての実習を現場で実施することができた。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
志賀 紀之	元高等学校校長	令和7年11月11日～令和8年3月31日(1年5月)	高等学校関係者
山田 能之	やまだ歯科クリニック 事務長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
山口 吉英	特別養護老人ホーム愛生苑 施設長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
小野 茂男	海部医院 透析室室長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
神原 良宏	四国医療福祉専門学校 卒業生	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
成合 園恵	在校生保護者	令和6年7月18日～令和8年3月31日(1年9月)	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
 (例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
 (ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())
 URL: <https://sumiregaku.jp/shikoku-if/outline/disclosure.html>
 公表時期: 令和8年4月

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
 ホームページ等を通じて、学校の教育活動の状況や内容、資格取得など、学校全体の状況がわかるような情報提供をすることにより、企業等との連携及び協力を図り、教育活動の改善や社会的信頼を得る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	沿革、教育目的、教育目標
(2)各学科等の教育	各学科の概要
(3)教職員	教員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職・キャリア支援
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、校舎施設
(6)学生の生活支援	学生マンションについて
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8)学校の財務	貸借対照表、収支計算書
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法
 (ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(閲覧))
 URL: <https://sumiregaku.jp/shikoku-if/outline/disclosure.html>
 公表時期: 令和8年4月

授業科目等の概要

福祉専門課程 介護福祉学科																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	利用者理解を深めるには、まず人間の尊厳の保持、自立及び自律した生活を支える必要性を理解することが重要である。また、「尊厳」の内容を具体化していくことを通して、利用者の尊厳を保障することの意義やそのために配慮すべき能力を養う。	1前	30	2	○			○		○		
2	○			人間関係とコミュニケーション	自己理解や他者理解を深めることにより、介護実践のために必要な人間の理解を修得する。また、自己覚知や自己開示、チームマネジメントについて理解する。	1前 2前	60	4	○			○		○		
3	○			社会福祉A	現代社会の変化と社会福祉の関係を学ぶことにより、福祉専門職として社会福祉の専門知識が必要であることを知る。将来、福祉専門職として業務に携わる際に必須となる社会資源に関する知識とその提供方法を学ぶ。	1前	30	2	○			○		○		
4	○			社会福祉B	社会福祉の提供方法や地域福祉の概要を知り、社会資源に関する理解を深める。社会福祉の行政組織やどのような社会福祉運営が行われているか知る。	1後	30	2	○			○		○		
5	○			国家試験対策（人間と社会）	「人間と社会」領域において、試験対策講義、過去問題、模擬問題を中心に学習し、合格に達する知識を身につける。	2後	30	2	○			○		○		
6		○		レクリエーション概論	レクリエーションとは何かを理解し、心を元気にする支援の方法を学ぶ。	1前	30	2	○			○				○
7		○		情報機器の操作と活用	介護福祉士の業務に情報機器を活用することが多くなってきており、パソコン操作を主としつつ、情報リテラシーの重要性について学ぶ。	2通	60	2		○		○		○		
8			○	介護の図画・工作	施設の利用者であろうと、居宅生活者であろうと、生活の中にほっとする空間や安らぎの空間を持つことは生活のメリハリだけでなく潤いともなり大切である。空間を装飾する方法を具体的に理解・応用できる能力を養う。	1通	30	1		○		○		○		
9			○	高齢者の運動支援	高齢者の身体的心理的特性を理解する。高齢者の日常生活動作に合わせた運動支援の方法を学ぶ。高齢者の体力測定と評価を学ぶ。	1後	30	1		○		○				○
10			○	手話	介護現場において聴覚障害とのコミュニケーションはとても重要である。聴覚障害者が安心して適切なサービスを受けられるために聴覚障害や聴覚障害者を理解し、手話で簡単な会話ができるようにする。	2後	30	1		○		○				○
11			○	点字	視覚障害者にとって、点字は貴重な情報源である。近年はパソコン等の普及により視覚に障害を有していても情報収集・発信が容易になってきた。しかし、まだ困難な点も多い。このような現状を理解し、点字を学ぶことで視覚障害者の実情や支援を考える。	2後	30	1		○		○				○

12	○		介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい視点を加えた介護の考え方を理解する。「介護を必要とする人」を生活の視点から捉え、理解する。介護における安全やチームケア等について理解する。	1前	60	4	○		○	○	○		
13	○		介護の基本Ⅱ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい視点を加えた介護の考え方を理解する。「介護を必要とする人」を生活の視点から捉え、理解する。介護における安全やチームケア等について理解する。人権感覚を磨き、人を大切にする価値観と行動態度を身につける。	1後	60	4	○		○	○	○		
14	○		介護の基本Ⅲ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい視点を加えた介護の考え方を理解する。「介護を必要とする人」を生活の視点から捉え、理解する。介護における安全やチームケア等について理解する。	2通	60	4	○		○	○			
15	○		コミュニケーション技術Ⅰ	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解する。利用者や利用者家族、チームケアを実践するためのコミュニケーション能力を身につける。	1前	30	2	○		○	○			
16	○		コミュニケーション技術Ⅱ	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解する。利用者や利用者家族、あるいは他職種協働におけるコミュニケーション能力を身につける。	1後	30	1	○		○		○		
17	○		生活支援技術Ⅰ	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	1通	60	2	○		○	○	○		
18	○		生活支援技術Ⅱ	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	1通	90	3	○		○	○			
19	○		生活支援技術Ⅲ	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	1後2前	90	3	○		○	○			
20	○		生活支援技術Ⅳ	福祉用具を活用して、潜在能力を引き出して日常生活の自立を促し、安全で快適な生活に繋げる知識や技術を習得する。レクリエーション内容の計画・実施することで、対象者に合わせたレクリエーションの提供ができる能力を養う。	2通	30	1	○		○	○			
21	○		家事生活支援技術Ⅰ	衣生活に関する様々な技能を実習を通して修得し、かつ、老人や障害者の家庭生活支援能力を養う。	1前	30	1	○		○		○		
22	○		家事生活支援技術Ⅱ	高齢化社会において介護を必要とする高齢者や障害者の食生活のあり方を学習し、その調理技術を習得し、適切に支援できる能力を養う。	1後	30	1	○		○		○		
23	○		介護過程Ⅰ	他の科目で学習した知識や技術を統合して介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う。	1後	30	1	○		○	○			
24	○		介護過程Ⅱ	他の科目で学習した知識や技術を統合して介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う。	2前	60	2	○		○	○			

25	○		介護過程Ⅲ	他の科目で学習した知識や技術を統合して介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う。	2後	60	2		○		○	○							
26	○		介護総合演習Ⅰ	介護実習において求められる応用力・判断力・人間関係を構築する能力を達成する為に様々な角度からの思考力・根拠に基づく介護実践、体験を融合して論理的に表現する力を養う。	1前	30	1		○		○	○							
27	○		介護総合演習Ⅱ	介護実習において求められる応用力・判断力・人間関係を構築する能力を達成する為に様々な角度からの思考力・根拠に基づく介護実践、体験を融合して論理的に表現する力を養う。	1後	30	1		○		○	○							
28	○		介護総合演習Ⅲ	介護実習において求められる応用力・判断力・人間関係を構築する能力を達成する為に様々な角度からの思考力・根拠に基づく介護実践、体験を融合して論理的に表現する力を養う。	1後	30	1		○		○	○							
29	○		介護総合演習Ⅳ	介護実習において求められる応用力・判断力・人間関係を構築する能力を達成する為に様々な角度からの思考力・根拠に基づく介護実践、体験を融合して論理的に表現する力を養う。	2前	30	1		○		○	○							
30	○		介護総合演習Ⅴ	介護実習の体験を基盤として、社会へ出て介護福祉士として仕事をする時に、発生する問題の解決への道筋をどのようにつけていけばよいのかを学ぶ。	2後	30	1		○		○	○							
31	○		国家試験対策（介護）	「介護」領域において、試験対策講義、過去問題、模擬問題を中心に学習し、合格に達する知識を身につける。	2後	30	2	○			○	○							
32	○		介護実習	実習施設・事業等の実際を体験し、施設等の機能や基本的なケアを学ぶ。施設利用者の個別援助としての介護技術を学び、実践する。多職種協働や連携について学ぶ。在宅サービスを中心に様々な介護のあり方を体験する。	1通 2通	450	10				○	○	○	○	○				
33	○		発達と老化の理解Ⅰ	発達の観点からの老化を理解する。老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎知識を習得する。	1前	30	2	○			○	○							
34	○		発達と老化の理解Ⅱ	介護福祉士として対象者を心身ともに理解し関われるよう、高齢者に多い症状・疾患を理解する。	1後	30	2	○			○	○							
35	○		認知症の理解Ⅰ	認知症という病気に関する基礎を学ぶことで、発症した人の内面を理解し、その生活のあり方を学ぶ。	1前	30	2	○			○			○					
36	○		認知症の理解Ⅱ	認知症の人の暮らしやその家族への支援について理解でき、その人にあった必要な支援を考えることができるようになる。	2前	30	2	○			○			○					
37	○		障害者福祉論	障害者福祉の概念、制度、サービスを体系的に学ぶことで、介護福祉士として障害者支援に携わる際に必要な基礎的知識を修得する。	1後	30	2	○			○			○					
38	○		障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解する。リハビリテーションの概念・理念を学び、対象者援助に役立てる。本人のみならず、家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2前	30	2	○			○			○					

39	○		こころとか からだのしく みⅠ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能について理解する。介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面についての配慮について理解する。	1 前	60	2		○		○		○		
40	○		こころとか からだのしく みⅡ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能について理解する。介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面についての配慮について理解する。	1 後	30	1		○		○		○		
41	○		こころとか からだのしく みⅢ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能について理解する。介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面についての配慮について理解する。	2 前	30	1		○		○		○		
42	○		国家試験対 策（こころ とからだの しくみ）	「こころとからだのしくみ」領域において、試験対策講義、過去問題、模擬問題を中心に学習し、合格に達する知識を身につける。	2 後	30	2	○			○		○		
43	○		医療的ケア 概論	医療的ケア（痰の吸引・経管栄養）を理解し安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	1 後 2 前	90	6	○			○		○		
44	○		医療的ケア 演習	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	2 前	60	2		○		○		○		
合計					44	科目	94 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	○2年以上在籍。 ○卒業するために必要な単位数を取得していること。 ○卒業期日までに必要な学費等を全額納入していること。 ○卒業判定会で卒業可とされた者。	1 学年の学期区分	2 期
	履修方法： ○成績は60点以上を合格として所定の単位を与える。 ○成績の評価は単に試験の成績だけで行うものではなく、試験の成績に平素の学習状況、出席状況、レポートの提出状況などを加味した上で総合的に行う。	1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。